

市の執行機関等の委員に対する感謝状贈呈等の取り扱いについて

平成7年9月24日制定

[総務部人事課]

市の執行機関及びその他各種委員会の委員等が退任する際の感謝状贈呈及び礼状の取り扱いについて、下記のとおり定めたので適切に対処すること。

なお、この取扱いは、平成7年9月24日から適用する。

記

1 感謝状の贈呈について

- (1) 地方自治法第180条の5の規定に基づき、本市に置かれている委員会等の委員を1期以上勤めた者及び固定資産評価員（以下「委員等」という。）が、その者の非違によることなく退任する際には、市長名で感謝状及び記念品を贈呈するものとする。

ただし、次の各号に掲げる者は除くものとする。

- ① 市議会議員
- ② 常勤の特別職
- ③ 教育長
- ④ 郡山市表彰規則第4条第4号及び第5号に該当する者

- (2) 感謝状の贈呈は、委員等が退任する際にすみやかに行うものとする。
- (3) 感謝状贈呈に関する事務は、総務部職員課が処理するものとする。ただし、農業委員会委員に関する事務は、農業委員会事務局が処理するものとする。
- (4) 選挙管理委員会委員が前記（1）の規定に該当するに至った場合、選挙管理委員会事務局長は、その旨をすみやかに総務部長に報告するものとする。
- (5) 感謝状贈呈に関する発議は、秘書課に合議するものとする。

2 礼状の送付について

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置されている委員会等の委員が、その者の非違によることなく退任した際には、任命権者名で、すみやかに礼状を送付するものとする。

なお、前段に規定する委員以外に対し、主幹部長等が礼状を送付する必要があると認める場合は、同様に取り扱うものとする。

- (2) 礼状の送付に関する事務は、当該委員会等を主管する課等において処理するものとする。